

部落解放同盟中央本部編

狭山差別裁判

第3版



狭山差別裁判(第3版)

頒価四〇〇円

一九七二年四月五日 発行

一九七二年四月十日 第二刷発行

一九七二年五月十日 第三刷発行

編者 部落解放同盟 中央本部

(委員長 朝田善之助)

発行 部落解放同盟 中央出版局

大阪市浪速区久保吉町二二四七

振替 大阪 一〇五八三

電話 〇六(六五二) 四八四六
五一六五

印刷 中外日報社
製本 大日本製本紙工

狭山差別裁判

第3版

部落解放同盟中央本部編

目

次

はしがき.....四

「狭山差別裁判糾弾要綱」(第1集)のはしがき.....三
 狭山差別裁判糾弾要綱第2集「狭山差別裁判」のはしがき.....二六

一、狭山差別裁判の経過.....二五

- 1、〃善枝ちゃん殺し〃事件おこる.....二六
- 2、大ショックうけた警察.....二七
- 3、部落に対する集中的見込捜査.....二八
- 4、石川一雄別件逮捕.....二九
- 5、警察〃自白〃をむりじいして失敗.....三六
- 6、再逮捕〃特設の調べ室〃に身柄を移送.....三九

二、狭山差別裁判の特徴.....一〇一

- 1、差別判決の政治的性格.....一〇七

2、真実を主張しつづけたがついにうその“自白”……………	二四
3、弁護人不信の問題……………	二四七
4、“自白”とこれにもとづく物証……………	二七四
5、疑問を残す事件関係者の連続“自殺”……………	二八〇
三、事件の本質を示す客観的事実……………	二八
1、実況見分調査……………	二八〇
2、脅迫状と残土にみられる多くの疑問……………	二五一
3、自殺者の真相……………	二六〇
4、被害者と被害者の周辺……………	二六三
5、多くの疑義を孕む中田家……………	二九三
狭山差別裁判日録……………	三〇七
資料……………	三九
1、「狭山事件」起訴状……………	三三〇
2、同 検察官冒頭陳述……………	三三一
3、同 検事論告……………	三三三
4、同 浦和地裁判決……………	三四一
狭山差別裁判取消しの闘いに勝利し	
石川青年を即時釈放させるための決議……………	三七〇
あとがき……………	三六五

は し が き

狭山事件 昭和三十八年五月一日、埼玉県狭山市で起った善枝ちゃん殺し事件は、狭山差別裁判料
の本質 弾要綱第2集『狭山差別裁判』でもあきらかにしたように、吉展ちゃん事件から二か月
しかたない時期に発生した事件であっただけに、善枝ちゃんが高校一年生であつたにもかかわらず
吉展ちゃん事件と同じように単なる「婦女誘拐事件」として警察・検察は扱った。それは、吉展ちゃ
ん事件とあまりにも近く、また吉展ちゃん事件と同じように犯人を目の前にしてとり逃がすという関
係も大いにあづかつて力があつた。また、マスコミ好みのキャッチフレーズとしての善枝ちゃんの
「誕生日」ということが、それに輪をかけた。しかし、これは犯人の推理によつて設定された筋書き
であつたことは、必ず、明らかにされるだろう。

吉展ちゃん事件の強烈な印象が、市民の頭の中からまださめない時期に発生した善枝ちゃん殺し事
件は、当然、吉展ちゃん事件と同じ誘拐殺害事件として警察・検察が捜査することは考えられる。し
かし、善枝ちゃんは、吉展ちゃんとは違つて高校一年生であり、万能スポーツ選手であつたことなど
からみて、単なる誘拐殺害事件としてみることは重大な誤りがあつた。それは、むしろ「婦女誘拐
事件」を装つて完全犯罪をねらつた組織的・計画的犯行とみるのが正当であつた。

したがって、この狭山差別裁判弾要綱第3集『狭山差別裁判』（第3版）では、いかに巧みに
「婦女誘拐事件」を擬装して完全犯罪をねらつたものであるにしても、その本質から派生してきた現

象のことごとく客観的事実にてらして徹底的に暴露することに重点をおいた。

第2集 第3集は、第2集が発行された昭和四十五年十二月三日以後において、第二審公判の過程とわれわれの調査で明らかになったことをさらにとりあげた。たとえば、自白によって発見されたという時計が、二審第四十八回公判で、ねつ造された物証であることがあきらかにされた。また、二審第五十四回公判で、五十嵐勝爾証人によって証言されたように、本件死斑は屍体の背部にも発生しているので、したがって屍体はかなり長時間仰向けに寝かされていたことを示している(石川のニセの自供によれば殺害後被害者を長時間仰向けに寝かしていた事情は全くみられないこと)。また屍体を数時間逆さに吊しておけば鼻粘膜が破れ血液が就下し顔部に黒い斑点が発生するが事件にはかかる所見がみられない(つまり石川自供にいう逆さ吊しは全くの架空の事実であった)。更に姦淫の点について、ズロースが膝の辺りにかかっている状況では法医学上からも正常位体位(石川自供)による性交は不可能であり上脚位体位によればできないことはないという各事実が明らかにされた。このように、この事件は、さまざまな疑問がある。いま、その中から、とくに特徴的なくつかのこをあげておきたい。

(一) まず第一に、事件当日、被害者の周辺の動きに、つぎのような疑問がおこる。

健治さんが探索から帰った時間、脅迫状が届き自転車が返されて来た時間、さらに駐在所への届けに向かった時間が、非常に接近しているところから、私たちは、「途中で誰かに会いませんか」とかなりしつこく健治さんに突っ込んでみたが、「なにしろ動テンしていて、人影を見たか見なかったか、正確な記憶がないのです」と、力なく頭をたれてしまった。(週刊現代、38・5・23)

ここに指摘されているように、記者の、時間的接近の矛盾、あいまいに對する執ような追及に、善枝の兄健治は心ならずも、「なにしろ動テンしていて、人影を見たか見なかったか、正確な記憶がないのです」と言わざるを得なかったのはなぜであろうか。つまり記者の追及は、健治が善枝ちゃんを学校へ迎えに行つて帰る途中に誰か犯人らしいものと会わなかったかということを知っていた。それは、健治が善枝を捜しに行つて帰つてから、カマドのそばで「うどん」を食べた、この間、わずかに十分足らずの間に、脅迫状と自転車が中田家に届けられていたという時間的疑問から必然におこってくる質問であつた。この質問に、健治がさきのようにしか答えることができなかったのはなぜであろうか。このような疑問がなぜ起こるのであるか。というのは健治が家に帰り、カマドのそばで「うどん」を食べ終つて、脅迫状を発見し、警察へ父といつしよに届け出ようと表に出て父が自転車を発見する。これまでは、中田家においては、何ら「動テン」するような事情は起こっていないからである。

(二) 中田善枝の死体を埋めた状況は、けつして一審の判決がいうように偶然会つた一人の見知らぬ男石川が誘かいして、薬研坂からはるばる七百メートルもある事件現場まで歩いてつれて行き、松の木に縛り、強姦して殺したということにはならない。なぜなら、善枝の学校における四時間目の授業が料理の時間であり、カレーライスを食べて十二時五分に授業が終了している。ところが、県警本部の五十嵐勝爾の鑑定によれば、「生存中最後の摂食より死亡までには最短三時間は経過せるものと推定する」となっているが、食事を、第六回公判における宇賀神繁枝高校教諭が証言しているように十一時五〇分から十二時五分の間に食べたとすれば、善枝の殺害時刻は、三時半前後とならなければ

ならない。

また、死体を芋穴につるし、脅迫状をかなりの道のりのある中田家に届け、石田豚屋からスコップをもって芋穴のところにもどり、農道のところを掘って埋め、いそいで家に帰ったという、要するに時間的な関係からいっても人目につかないようにするだけのものではない。死体を埋めた状況そのものが、判決のいうような石川が埋めたとされる状態とはいちじるしくちがうのである。

(三) また五月二日夜、佐野屋の前に行った登美恵は、

「なるべく犯人を近くに引きつけるようにいわれていたのが、ヤミのなかであるし、こわくもあった。登美恵さんの話によると、『二人の刑事が、そのへんにもいるはずで、警察からそう聞かされていたが、どうしたわけかそこが欠けていた』という。たったひとりだったのだ。」週刊朝日、38・5・17

ところが、登美恵より十分遅れて現われた犯人は、佐野屋の東側の茶畑のはしの道路わきから、突然「おい」と声をかけ、さらに「おい、おい来てんのか」と登美恵に呼びかけた。登美恵が「そうです。それで私が来てますよ」というと、犯人は「警察に話したんべ……そこに二人いるじゃねえか」といった。

犯人が、刑事が二人、物かげにひそんでいることが月夜とはいえ、三十メートルも離れた場所から指摘できるはずはない。しかも、さきに登美恵がいつているように、「二人の刑事がそのへんにもいるはずで、警察からそう聞かされていたが、どうしたわけか、そこが欠けていた」のであり、その登美恵にしても二人の刑事を認めることはできなかった。しかるに犯人はあきらかに「……そこに二人いるじゃねえか」と指摘した。このことは、犯人が事前に警察の張り込みの状況をつぶさに知ってい

たことを物語っている。

読者も了解されるごとく、犯人は、つかまれば極刑を受けることも予め知っているにもかかわらず、確信をもって佐野屋の前にあらわれることができたのは、このようなからくりがあったからで、中^な県警刑事部長が認めざるをえなかったように、警察の嚴重な張り込みの裏をかくて現われた犯人を逮捕できず取り逃がすという警察の不手際は、偶然ではなく必然の結果であると思われることができる。

だから犯人は、ひきあげるときでも「おら帰るぞ、帰るぞ」と張り込みの警察官を小馬鹿にしている。つまりここできえることは、犯人は張り込みの状況をよく知っていたのである。

犯人がこういう張り込みの詳細な状態を知ることができたのは、警察が被害者善枝の姉の登美恵をおとりにつかうため、こわがる登美恵を安心させ、警備に信頼をもたせようと、必要以上に多くの張り込み状況を話していることもそのひとつである。

(四) 脅迫状がいかに稚拙をほどこしたとしても上手の手からもらえるということわざのように、「刑」も「札」も、日常生活の中に使用する頻度の少ない理解漢字（使用漢字に対して）であり、誤記とは考えられない。「金二十万円」についても、「二十万円」としないで、「金」を付していることは、正しい金額表記を身につけていることを示している。

とくに、この文章の十二センチンスのことごとくに、句点が付されていることは、筆者が文意識を身につけていることを表わしている。

また本文章に打たれている（・）は、ローマ字文における句点であるが、横書き文に句読点を打つことは、むずかしい。文の最初の部分には読点は打たれていないが、最終のセンチンスにおける「：

……て、……する。」の接続詞の次に読点が正しく打たれていることは、本来、句読点が正しく打てる能力を十分に備えていることを示している。

ここに指摘されているように、中田家に届けられた脅迫文は、「……家が貧困であったため、小学校も満足に行くことができず」という検事諭告や、「……小学校すら卒業せずして少年時代を他家で奉公人として過ごし」（判決文）たという石川には到底書けない文章なのである。

これが、脅迫文の全内容であり、客観的事実である。脅迫文の筆跡が、いかに稚拙をほどこしたとしても、この内容を隠しきることは出来ない。したがって、石川の筆跡鑑定がいかなる結果が出たとしても、この客観的事実としてこの脅迫文の全内容を否定する根拠とはなり得ないことが、良識ある市民なら容易に理解できるところである。

(五) 五月四日の午前一〇時三〇分、新井千吉所有の農道の下から善枝は死体となって発見された。その情況は、死体を埋めた翌日、近くの畑にいて農道に穴が掘られているのに気付いた鈴木要之助は、すっかり埋めてあって「その土のところはよく平らになでてありました」と一審で証言しており、原検事の「そして手で平らになでてあったというわけですね」という質問に「そうです」と答えている。これは、犯行をくらまそうとしてかなり念入りに残土を処理していたことを物語っている。

この残土について、もっとも天気の良い昨年八月九日、午前一〇時半よりわれわれが、狭山市役所の多くの職員立会いのもとで、死体発見現場の近くの同質の土壌のところで実験したところ、掘りかえた土を元にかえして埋めただけでも一四三・一五キロの残土があった。この場合、さらに人ひとり埋めているのだから少なくとも二〇〇キロ以上の残土があったとみなければならぬ。

しかしいずれの調書にも、膨大な残土の処理方法や、時間関係があきらかにされていない。これは、石川にとって残土を処理するどんな手段も持つことができず、残土の処理が、石川によってはできないことを取調べ官が承知していたからこそ、石川のねつ造された自白とはならなかったのである。これも真犯人ならば、容易にできることである。

後でも述べるが、狭山差別裁判の一審から二審を通じて、残土は一度も問題にならなかった。にもかかわらず、昭和三十八年六月十七日の石川一雄の再逮捕を歓迎して、被害者中田善枝の兄である健治は、「わたしは石川の犯行と信じて疑わない」、と言って、

「わたしは推理もした。その結果、犯人は土工に違いないと思っています。というのは、死体の埋め方です。ふみ固められた農道を掘りかえし、しかも中に死体を入れておきながら、現場は土が少しもより上っていない。いったい、このあまった土をどこへ持って行ったか……おそらく土工なら処分するのは簡単だったに違いない」

(週刊文春、38・7・8)

と述べていることに注意を払わなければならない。

(六) また、死体を芋穴に逆吊りにしておいたという石川の自白も事実でないことが、五十嵐証人によってあきらかにされたことなど、二審裁判の経過によって明確になったことが多くある。

われわれが、もっとも力を注いだのは、警察・検察・裁判所ならびに法廷において明らかにしなければならぬ事実が、ことさらに事件に関係のないものとされ、あるいは偶然的な出来事として事実審理からはずされている数多くの事実を明らかにすることに重点をおいた。

さきの「第2集」において指摘された玉石・棍棒など死体とともに発見された物証とともに、ここ

にかかざる疑問をも、今後の二審裁判において明らかにされねばならない。

これだけではなく、奥富玄二、中田登美恵の自殺については重大な疑問を残している。

公正裁判 われわれが、この書を発刊するの必要を感じたのは、昭和四十六年十一月の第五十四回

の指標に 公判の後に井波裁判長は、弁護団を集めて、

「私は、来年の十一月が停年で退官するので、来年春頃には審理をおわり、秋までに、私が判決をくだすのが最もよいと考えている。」

と述べたことにもあきらかなように、二審の控訴趣意書が量刑不当の内容となっており、この裁判が、それがなくずし的に石川の無実の主張が強く弁護団によって主張されていたとしても、客観的には量刑不当の裁判の経過としてしか反映せず、法廷は常に裁判長の意図のままに行なわれ、ついに井波裁判長をしてさきの発言となつてあらわれてきたのである。

これは、二審裁判の判決の結果をまつこともなく石川を黒とする内容を持っている。

このような進行情況をかえるためには、国民の圧倒的多数の人々に狭山差別裁判の本質を明らかにし、真に公正な裁判を行なわせるための指標を与える必要にせまられたからである。

特に、本書の最後の章に、われわれの力点をおいた。読者の皆さんは、この点を特に留意して読んでいただきたい。

一九七二年三月

「狭山差別裁判糾弾要綱」(第1集)のはしがき

一九六三(昭和三八)年、埼玉県狭山市でおこった女子高校生殺人事件は、部落民に対する差別的偏見と予断によって、部落の一青年に対し自白の強要と誘導じん間によって、犯人にでっちあげたのみならず、ついに、一審裁判は石川青年に極刑である死刑を宣告した。

全国六千部落に散在する三百万兄弟の運命を、われわれはこの事件のうちに見る。

部落差別の本質は、部落民に民主主義的権利の基底をなす市民的権利——就職の機会均等・教育の機会均等・居住の自由等の権利——が行政的に不完全にしか保障されていないことであり、とくに差別の本質は、これらの市民的権利の中でも就職の機会均等の権利が行政的に不完全にしか保障されていないことの中にみることができる。それは、すなわち部落民が差別によって主要な生産関係から除外されていることである。このことが差別のただ一つの本質である。

狭山差別裁判の論告の中で、検事は、部落民に対する差別的偏見と予断によって、部落民の圧迫された生活および生活環境そのものを犯罪の根源であるかのようにのべている。すなわち、「被告人は家が貧困であったため、小学校も満足に行くことができず、一一、二歳の時父母のもとを離れて農家の子守奉公に行くようになったが、その後、被告人が一八歳になるまで、二、三の農家を輾転し、家庭的愛情に育まれつつ少年時代を過すというわけにはいかなかった。このような環境は被告人に対して社会の秩序に対する遵法精神を稀薄ならしめる素地を与え、それが被告人の人格形成に影響をお

よぼしたであろうことは想像にかたくない。」と。

部落民は石川一雄と同じように土方・日雇等不安定な雑業によって生活することを余儀なくされており、部落民の生活は極度に圧迫されている。部落民の教育、文化、その他いっさいの生活環境がもつとも劣悪な状況におかれているのは、この差別の本質に起因している。

一九六五（昭和四〇）年八月一日、政府の諮問機関である「同和」対策審議会の答申は、「部落問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり」「その早急な解決こそ、国および自治体の責務であり、同時に国民的課題である」とのべている。また、その答申にもとづいて一九六九（昭和四四）年七月、部落問題解決のための「同和対策事業特別措置法」が制定された。

しかるに、このような時期においてさえないお、この事件に関係した検事ならびに裁判長は部落出身である被告人石川一雄を前にして、部落差別によって圧迫された生活を余儀なくされている部落の生活と環境が「社会の秩序に対する遵法精神を稀薄ならしめる素地を与え、それが被告人の人格形成に影響をおよぼしたであろうことは想像に難くない」と、部落民に対する差別的偏見と予断にもとづいて断言している。このことは、部落民であれば、どんな悪事でもやりかねないという、一般的・普遍的にもたされている社会意識としての部落民に対する差別的偏見と予断にもとづくものであることは明らかである。今回の裁判は、部落民に対する差別的偏見と予断によって終始つらぬかれている。したがって、この裁判は差別裁判とならざるを得ない。

部落民に対する社会意識としての差別観念は、差別の本質に照応して、日常生活の中で、伝統と教

育の力によって、自己が意識するとしなやかにかかわらず、客観的には空気をすうように一般市民の意識の中に入りこんでいる。

社会的意識は、意識のほかに社会的心理もふくまれている。社会意識の中でひきおこされる部落民に対する差別観念は、部落民に対する決定的に重大な、いわば死活すら左右するほどの打撃を与えずにはおかぬ。それは、幾万言をもってしてもいいあらわすことのできない悪の集約的表現として、一般の人びとの差別感情にいきいきとうけいれられるのである。

この社会意識における差別観念は、今回の事件であきらかなように、部落民に対する差別的偏見と予断をゆるす結果となっている。

部落民は、差別によって生活ならびに環境が極度に圧迫されている。そのことが本事件によってみられるごとく部落はつねに犯罪の巣くつとして、また、部落民なら、どのような極悪非道な犯罪も犯しかねないと、警察はもとより、一般市民からも、つねに、社会意識としての差別的偏見と予断をもつて見られている。このために、どれほど多くの兄弟が過去において、部落民に対する差別的偏見と予断によって、犯罪者に仕立てあげられ、無実の罪をとわれたか知れない。

一九三三（昭和八）年におこった高松差別裁判事件が、もつとも典型的な例である。だがこれは、過去の事実ではない。いまも、全国の各地で部落の兄弟は同様の差別迫害をうけているのである。

なにか部落の近隣で犯罪が起れば、たちまちにして部落に捜査が集中されることは、われわれが身をもって経験している。

いまわれわれがたたかおうとしている狭山事件も、その例外ではない。わが兄弟石川一雄は、この

部落民にたいする差別的偏見と予断によって、犯人に仕立てあげられ、一審において、死刑を宣告されている。これはひとり石川一雄の問題ではなく、全国六千部落三百万兄弟の運命にかかわる問題である。

警察、検察および裁判所は、わが兄弟石川一雄が部落民であるがゆえに逮捕から死刑の判決にいたるまで一貫して、社会意識としての部落民に対する差別的偏見と予断によって今回の事件をねつ造した。われわれはここに狭山事件の本質を見なければならぬ。すべての部落の兄弟は、石川一雄の運命に自己の共通する運命を見だし、部落民にたいする差別的偏見と予断を打ちやぶり、石川一雄の無罪をかちとらねばならない。

この闘争に勝利するためには、狭山差別裁判を客観的に見きわめ、部落の兄弟はもとより、労働者および一般勤労人民につよく訴え、闘争への積極的参加をよびかけることが不可欠である。

当時の具体的状況を、いま新たによびおこし、この裁判が、いかに部落にたいする差別的偏見と予断をもってつらぬかれているかを、以下に明らかにしたい。

一九七〇年五月